文部科学省（関係府省庁における予算編成過程での検討を求める提案）

管理番号	提案区分		重点募集テーマ①「事務処理方法の見直し」の該当	重点募集テーマ②「デジタル化」の該当	重点募集テーマ③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例 （提案に至った背景等）	地域住民や事業者等の 具体的な意見・要望、支障事例等	制度改正による効果 （提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等）	根拠法令等 （支障の原因となっている規定等）	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 （特記事項）	〈追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）〉	
	区分	分野													追加団体名	支障事例
224	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	×	×	×	災害救助法における「救助」の対象範囲の拡大	災害救助法における「救助」の種類のうち「学用品の給与」を「教育」または「学びの確保」等とし、対象となる内容として「学用品の給与」に加え「被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）を活用した児童生徒の学びの継続に必要な応急の教育活動」を対象となるよう、救助範囲を拡大すること。	【現状】 令和6年能登半島地震での対応等を踏まえ、国（文部科学省）は、今後の大規模災害に備え、被災地での速やかな学びの確保を図るための教職員等の派遣枠組み（「被災地学び支援派遣等枠組み（D－EST）」）を構築することを令和6年12月に決定し、枠組みの柱の一つに「被災地外から被災地への学校支援チームの派遣」が掲げられている。 災害救助法（以下、「法」という。）による救助の応援に要する費用は、被災都道府県に対し求償できるとともに、法に基づき求償した経費は法による救助として国庫負担の対象となり、災害時に被災地域へ応援派遣されるDMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）が行う「医療及び助産」に要する活動経費が該当する。平成28年の地方分権改革に関する提案募集にて「災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加」が提案され、提案による実現には至らなかったが、令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえた法改正により、法における「救助」に「福祉サービスの提供」が追加され、DWAT（災害派遣福祉チーム）の活動経費も該当することとなった。 また、令和7年7月の防災基本計画の修正では、法改正を踏まえた「DWAT派遣による福祉サービスの提供」の追加と合わせ、被災地における学びの確保のため、応急の教育に関する活動として「教科書及び学用品の供給」等に加え「D-ESTを活用した教職員等の派遣」が追加された。 【具体的な支障事例】 当県では、過去の震災の経験と教訓を生かすとともに、震災時に全国から受けた支援に報いるため、災害時に被災地での学校再開を支援する学校支援チームを平成12年に設置し、この間、新潟県中越地震や東日本大震災、熊本地震、平成30年岡山豪雨、北海道胆振東部地震、そして能登半島地震など、多くの大規模災害において全国の被災地にチーム（教職員等）を応援派遣し、被災地の学校再開に向けた支援を行ってきた。 しかし、学校支援チームが行う被災地での学校再開支援活動は災害救助法の対象外となっており、支援活動経費については県の一般財源により対応してきた。 こうした状況は、その他都道府県においても同様であり、被災地の学校再開を支援するために迅速な応援派遣が求められる局面において、人的支援においても制約を生じかねず、早期の学校再開に遅れを生じさせるおそれがある。この結果、被災地児童含む世帯が転居を選択せざるを得ない状況に陥るなど、被災地の復興や地域コミュニティの活力維持にまで影響を及ぼすおそれがある。 能登半島地震では、学校支援チームを設置していた当県を含む5県から応援派遣が行われた。国のD-EST構築の決定以降、その他の都道府県においても学校支援チームの創設・検討が進んでいると推察されるが、更なるチーム創設のためには、学校支援チームの活動経費が検討課題とならないことが不可欠と考える。 また、防災基本計画において、応急の教育に関する活動は「教科書及び学用品の供給」等の物的支援と「D-ESTによる教職員等の派遣」等の人的支援の両方が必要とされているにもかかわらず、法の救助には「学用品の給与」しか規定されていないのは、不整合と考える。	—	災害により被害を受けた者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする法の目的に鑑み、学校支援チームの被災地支援活動も法の対象とすることで、大規模災害等であっても被災地の子どもたちの学びの継続、学校の早期再開を図ることができる。	災害救助法第4条、第20条 災害救助法施行令第3条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準第10条（平成25年10月1日付け内閣府告示第228号） 災害救助事務取扱要領 今後の大規模災害に備えた被災地における教職員等による学び支援派遣等の枠組みの構築に向けて（依頼） （令和6年12月24日付け事務連絡）	内閣府、文部科学省	兵庫県、北海道、岩手県、宮城県、福島県、埼玉県、千葉県、滋賀県、京都府、神戸市、尹屋市、相生市、川西市、加東市、播磨町、市川町、香美町、岡山県、熊本県	—	石川県、岐阜市	—
315	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	×	×	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令等における「学級数に応ずる必要面積」の見直し	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現するため、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令等における立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目において、「学級数に応ずる必要面積」の見直しを求める。	【現行制度について】 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令等における「学級数に応ずる必要面積」については、教育を行うのに必要な最低限度の面積とされており、これは平成13年度以降改正されていない。 【支障事例】 （当市の例1） 当市において、小・中学校を新増改築する際の整備面積は、国が定めている必要面積を超過している。 R8.4 開校予定の新設小学校 整備面積：校舎　8,215㎡ 必要面積：校舎　7,788㎡ 超過面積：427㎡ （当市の例2） 当市の既存の適正規模校において、余裕教室とそれに付随する面積を差し引いても、超過面積が生じている。 校舎の超過面積の平均：332㎡ 文部科学省が策定する「学校施設整備指針」(令和4年6月改訂)では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、1人1台端末のICT環境、それに対応した教室用机の規格の変化など、学校施設の建築時に、よりゆとりのある教育環境の整備が求められている。 国の基準においては、小・中学校ともに普通教室の面積は74㎡と定められているところであるが、全国の約7割の学校が65㎡未満である。 普通教室の面積基準を満たすべく校舎を整備した場合、現行の「学級数に応ずる必要面積」をさらに超過する可能性がある。 【制度改正の必要性】 整備面積が国が定めている必要面積を超えており、数量差による超過負担が生じている。 【支障の解決策】 そこで、令和4年3月に報告された「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」に基づき、「学級数に応ずる必要面積」を見直すことで、数量差による超過負担が解消されると考える。	ICT活用による教室の手狭さに対して、既存の学校からは、以下のような不満がある。 「タブレットの充電場所が十分でなく、教室の安全確保が心配」 「グループ学習をするとき通路が狭くなり、子ども同士がぶつかっている」	現行の必要面積は、平成13年度以降改正されておらず、現代の教育環境に必要な面積と乖離しているため、実際は必要面積をよ回る整備をせざるを得ず、自治体の超過負担が生じている。 必要面積が現状に即して見直されることで、 ・学級数に応じた学校施設の面積基準が実態と整合する ・自治体が全期的に整備した面積が国庫補助の対象となる ・学校整備に係る地方財政負担が軽減される といった効果が生じる。 また、必要面積が見直されることで、 ・ICT機器の設置や充電環境を十分に確保できる ・多様な学習形態に対応したレイアウトが可能となる など、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の両立を支える教育環境の質的向上が期待される。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第7条 公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 第1の3 第4　公立学校建物の校舎等基準表	文部科学省	指定都市市長会	—	秋田市、福井市、小牧市、東海市、奈良県、田原本町、長与町、特別区長会	〇【支障事例】 （当市の例1） 当市において、小学校を増築する際の整備面積は、国が定めている必要面積を超過している。 R4.3整備の小学校増築 整備面積：校舎　1,205㎡ 必要面積：校舎　557㎡ 超過面積：648㎡ 【支障事例】 （当市の例2） 当市において、今後危険改築を予定している学校があり、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」に基づき、学校を整備した場合、現行の「学級数に応ずる必要面積」を大きく超過する可能性がある。 【制度改正の必要性】 整備面積が国が定めている必要面積を超えており、数量差による超過負担が生じている。 〇【支障事例】 （当市の例） ・改築事業 ・令和6年度完成の小学校 □整備面積 校舎　13,325㎡ □必要面積 校舎　6,790㎡ □超過面積 13,325㎡－6,790㎡ ＝6,535㎡ 【制度改正の必要性】 提案団体と同様の事例があり、当市の財政負担が生じている。 〇当市においても、令和8年度より整備開始の小学校改築工事において、整備面積が国の定めている必要面積を超過している。 整備面積：7,046㎡ 必要面積：6,527㎡ 超過面積：519㎡ 〇現在、3校の小学校を統合し新たな統合小学校の整備を進めているが、今後は残る2校の小学校統合および中学校統合も予定されており、学校施設整備は中長期的かつ継続的に発生する重要課題となっている。 こうした中、教育現場においては特別な支援や個別指導を必要とする児童生徒が増加しており、従来の画一的な教室構成では対応が困難となっている。また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に対応するため、従来よりもゆとりある空間整備が求められている。 しかしながら、現行の国庫補助制度における面積基準や建築単価、附帯施設の基準額は、こうした教育環境の変化や実態と乖離しており、自治体が実情に応じて合理的に拡張した施設面積や機能が十分に補助対象とならない状況にある。 また、建築単価や附帯施設に係る補助基準についても、実勢価格との乖離を是正し、実効性のある財政支援を確保する必要がある。